

よこはま国際協力チャリティオークション・ハマオク
「よこはま国際協力賞」選考委員会運営要綱

特定非営利活動法人 横浜 NGO 連絡会

(趣旨)

第1条 この要綱は、「よこはま国際協力賞」選考委員会（以下、委員会と称す）の設置及びその運営その他について、必要な事項を定める。

(役割)

第2条 委員会は、諮問機関として「よこはま国際協力賞」の選定に関する以下の項目について業務を行う。

- (1) よこはま国際協力賞の選考に関すること
- (2) その他決定選定に関する助言等

(委員会の委員)

第3条 委員会は（特活）横浜 NGO 連絡会が選任し、3人以上5人以内の委員をもって委員会を構成する。

2 委員は、国際協力・国際交流・多文化共生・まちづくり等の国際分野に関する有識者をもって充てる。

3 委員の解職又は辞職等により委員会の進行に支障が生ずる場合は、（特活）横浜 NGO 連絡会は新たな委員を選任することができる。

4 委員名及び役職等は公表する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 委員会の開催は委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

(委員の責務)

第7条 委員は第2条に定める職務を常に公正・公平に審査をおこなわなければならない。

2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。但し、(特活)横浜 NGO 連絡会が公表した情報については、この限りではない。

(審査結果の公表)

第8条 委員会における審査結果は、よこはま国際協力賞が選定された後、(特活)横浜 NGO 連絡会が公表する。

2 選定過程に係わる公正性・透明性を確保するため、委員会の議事録を整備する。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、(特活)横浜 NGO 連絡会において行う。

施行期日 この要綱は 2010年7月 日から施行する。